

# 特定非営利活動法人ささえる絆ネットワーク北陸定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ささえる絆ネットワーク北陸という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を石川県金沢市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、北陸で居住する全ての市民に対して健康で文化的な生活を営む事のできる社会実現に関する事業を行い、北陸の地から全国に貧困をなくす活動を発信することに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 消費者の保護を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事 業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 電話相談・面談相談事業

- (2) 自立支援・就労支援・生活支援事業
- (3) 自殺・孤独死防止対策事業
- (4) 無料一時宿泊施設の運営
- (5) 被害者救済事業
- (6) 生活保護受給支援事業
- (7) 生活困窮者支援事業
- (8) 消費者保護に関する事業
- (9) 上記各事業推進のための諸官庁・諸団体との連携事業
- (10) 社会保障制度の充実・発展を図るための提言に関する事業

### 第3章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の二種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。なお、会員に係る詳細は、別に定める。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動及び事業を推進する個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動及び事業を賛助する個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 正会員として入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当の理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 賛助会員は、入会申込書の提出を以て、入会したものとして取扱う。

(会 費)

第8条 会員は、総会において定める会費基準に基づき、年会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 会費会員が2年間分以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決（出席会員の3分の2以上の賛同）により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の名誉を著しく傷つける行為を行ったとき、あるいはこの法人の目的達成を妨害する行為を行った者として総会において判断されたとき。
- (2) 当法人の目的達成に極めて非協力的であると、総会において判断されたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の拠出金品は、返還しない。

## 第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上20人以内
  - (2) 監事 1人以上3人以内
  - (3) 顧問 若干名
- 2 理事のうち、1人を代表理事、若干名を副代表理事、1人を事務局長理事、若干名を事務局次長理事・若干名を常任理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において、正会員の中から選任する。

- 2 代表理事、副代表理事及び事務局長理事・事務局次長理事・常任理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
- 5 顧問は、代表理事の指名により総会において委嘱を決める。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。なお、代表理事以外の理事は、法人の業務において、この法人を代表しない。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事が予め指定した順序で、その職務を代行する。
- 3 事務局長理事は、代表理事の命を受け、会務を掌理し、各部門の事業の調整を行う。
- 4 事務局次長理事及び常任理事は、理事会において定められた部門の事業活動を遂行する責任を有する。
- 5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この

法人の業務を執行する。

6 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

7 顧問は、本会の活動につき有識者の立場から指導・助言を行うものとする。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定に係わらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後の最初の総会まで、その任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他、役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は報酬を受けない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(事務局)

第20条 この法人に、会務を処理するために事務局を設ける。

## 第5章 総 会

(種 別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構 成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

2 賛助会員は、総会において、議事を妨げない範囲で意見を述べるることができる。

(権 能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任
- (7) 会費の額

- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要事項

#### (開 催)

第24条 通常総会は、毎事業年度終了後2カ月以内に、1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第6項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

#### (招 集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面（FAXを含む）又は電磁的記録（電子メールの添付ファイル）により、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

#### (議 長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

#### (定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

#### (議 決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。但し、議事が緊急を要するもので、出席正会員の2分の1以上

の者の同意があった場合には、その他の事項を議決事項とすることができる。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録（書き換えができない媒体を使用）により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の議決が有ったものとみなすことができる。

（表決権等）

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の社員たる正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 社員たる正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
  - 3 前2項の規定に係わらず、正会員全員が書面又は電磁的な記録により同意の



意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議あったものとみなされる事項の内容
- (2) 前号の事項を提案した者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係わる職務を行った者の氏名

## 第6章 理 事 会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (4) その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。但し、2か月に1回は開催しなければならない。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第6項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも開催日の7日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第35条 理事会の議長は、代表理事もしくは代表理事が指名した者がこれに当たる。

(議 決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。但し、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の者の同意があった場合には、その他の事項を議決事項とすることができる。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の議決が有ったものとみなすことができる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない

ない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に係わらず、理事全員が書面又は電磁的な記録により同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 理事会の決議あつたものとみなされる事項の内容
  - (2) 前号の事項を提案した者の氏名又は名称
  - (3) 理事会の決議があつたものとみなされた日
  - (4) 議事録の作成に係わる職務を行った者の氏名

## 第7章 資産及び会計

### (資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

### (資産の管理)

第40条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、

代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び修正)

第44条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は修正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担を

し、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

### (定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

### (解 散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 社員たる正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、出席会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、特定非営利活動促進法第11条第3項に掲げる法人の内、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において出席会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示する。ただし、解散に係わる債務者に対する公告、破産手続開始に関する公告は、官報に掲載して行う。

## 第10章 事務局及び職員

(職員)

第53条 この法人に、事務局員その他の職員を置くことが出来る。

- 2 職員は、代表理事が任免する。

## 第11章 雑則

(細 則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	喜 成 清 重
副代表理事	野 坂 と き こ
同	皆 川 容 徳
事務局長理事	中 巳 出 崇
事務局次長理事	山 本 勝
理事	圓 山 晃 一 郎
同	川 島 祐 理 子
同	栄 重 光
同	寺 越 博 之
同	廣 瀬 清 美
同	森 一 敏
同	吉 田 章 子
監事	塩 谷 和 人
監事	佐 伯 知 亮

- 3 この法人の設立当初の役員任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成26年5月に予定される総会開催の日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から平成27年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立時の事務所は、石川県金沢市新神田四丁目4番6号に置く。
- 7 この法人の設立時の会員の会費は、別に総会において定める会費基準にかかわらず、以下のとおりとする。

(1) 正会員・・・有料会員 年会費 5,000円(司法書士・弁護士・社会保険労務士等の資格者・事業経営者及び団体は有料会員とする)

無料会員 年会費 0円

(2) 賛助会員・・・個人及び団体共 年会費 5,000円以上

なお、会員の種別の変更は、年度単位で自由に変更することができる。

8 本法人の設立により、任意団体「貧困のない健全な市民社会をつくる北陸会議」の事業及び財産は、この法人が継承する。



本書は、当法人の定款に相違ありません。

石川県金沢市新神田四丁目4番6号  
特定非営利活動法人ささえる絆ネットワーク北陸  
理 事 喜 成 清 重

